

広島地方裁判所委員会（第8回）議事概要

第1 開催日時

平成18年6月15日（木）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 岩倉広修，大迫唯志，高橋正敏，竹内俊子，仲家暢彦，橋野俊子，
松浦正博，松村誠，山本秀樹，渡邊清

[事務担当者] 上田事務局長，寺崎総務課長，池田総務課課長補佐，河村庶
務第一係長

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，▲事務担当者。内容については別紙のと おり）

1 委員長開会あいさつ

2 新委員あいさつ

3 報告事項

(1) 庁内アンケート実施結果について

(2) 裁判員制度フォーラムの結果について

(3) 最高裁が実施したアンケートの結果について

(4) 前回委員会後の主な広報活動について

4 裁判員制度の広報の在り方に関する意見交換

5 次回の意見交換のテーマについて

(1) 裁判員制度の広報の在り方（特に，学校，企業，地方公共団体への働きか
けについて）

(2) 模擬裁判を実施し，評議を体験，意見交換の参考とする。

6 次回期日等

(1) 日時 平成18年10月25日午後1時30分

(2) 場所 広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

(別紙)

〈委員長あいさつ〉

(委員長より開催のあいさつがあった。)

〈新委員あいさつ〉

(新委員からあいさつがなされた。)

〈庁内アンケート実施結果について〉

(事務局から庁内アンケート実施結果に関する説明が行われた。)

- ▲ 法廷でのやり取りが聞こえにくいという意見があることについては、裁判所の庁内ホームページに掲載して周知を図ってきた。また、ミーティングなどを通じて、改めて、職員に対する周知を図っている。

点字ブロックについては、守衛カウンターのところまでの延長が完了している。

裁判所全体の雰囲気をよくするために絵を置くなどの工夫をしてはどうかという意見については、正面玄関ロビー、待合室には観葉植物を設置し、簡易裁判所の調停室全室及び調停当事者待合室には、絵画や観葉植物を設置している。また、待合コーナーには、幼児用のスペースを設けているので、紹介させていただきたい。

身障者用控室については、新設することは難しいが、身障者の方が利用しやすいように改修できないかどうかについて、引き続き、庁舎を管理している広島高等裁判所と協議しながら検討をしていきたい。

- 観葉植物が増えたという印象は持っており、大分、雰囲気が変わってきているのではないか。

絵については、銀行などでやっているように、子供さんの絵を、随時飾っていくようにしたら、心が和むのではないか。

- 病院では、患者さんがくつろぐために、どのような工夫をされているか御紹介いただきたい。
- 色々あるが、ほとんどは、患者さんから飾ってほしいとか、寄附したいという申出があって、それを院内で検討することが多い。

〈裁判員制度フォーラム及び最高裁が実施したアンケートの結果について〉

(事務局から裁判員制度フォーラム及び最高裁が実施したアンケートの結果についての説明が行われた。)

- ▲ 最高裁発行の広報誌「司法の窓」68号の24ページ、25ページに、昨年(平成17年)、裁判所が全国50都市で行った裁判員制度全国フォーラムが紹介されており、広島でも、11月に実施し、新聞報道もされている。

広島でのフォーラムに参加された方からのアンケート結果の一部を紹介すると、裁判員として参加したいかどうかという質問については、かなり高い割合(約85パーセント)で、参加してもよいという積極的な回答を頂いている。また、参加に対する負担感、抵抗感について、どのような理由があるかという質問では、心理的な不安の面が多く挙げられている。

一方、最高裁判所が行ったアンケート結果の一部を紹介すると、裁判員として参加してもよいかという質問に対して、消極的な意見が多い(約62パーセント)。平成17年に内閣府が実施した調査では、約70パーセントが消極意見であったので、1年で1割程度、消極意見が減少したことになる。また、最高裁が実施したアンケートの参加意欲と理由との関連では、消極的な回答を頂いた方ほど心理的な不安を理由とされている。

この二つのアンケートの結果の違いについては、もともと裁判員制度

に対して意識の高い方が裁判員制度フォーラムに参加されているということが考えられる。最高裁アンケート結果については、ホームページでも公開しているので、全体についてはそちらを御覧いただきたい。

- 裁判員制度フォーラムには、岩倉委員、大迫委員、渡邊委員がアドバイザーとして参加され、パネルディスカッションを行い、会場からの質問に回答されているが、参加された立場から御意見を伺いたい。
- 確かに、アンケート結果からは、フォーラムの参加者は裁判員制度に対する理解が深いように感じるが、それがフォーラムの成果なのか、もともと意識の高い人がフォーラムに参加したからなのかは分からない。
- 参加したくないという意識の中には、どんなことをやるのかという不安感もあるだろうが、法曹三者に対する心理的な距離感というものを一般市民の方は持つておられるのではないか。だから、フォーラムで話してみても、裁判官、検察官、弁護士と言えども普通の人なんだということを知ってもらい、その心理的な垣根をなくせたのではないか。
- 関心の高い人が来られていたとは感じるが、アンケートで「裁判員として何をするのかよく分からないので不安だ」という回答のパーセンテージが低いということは、フォーラムで、ある程度どんなことが必要とされているのかというイメージが湧いたために、そのような不安が取り除かれたからだと思う。

〈前回委員会後の主な広報活動について〉

(事務局から前回委員会後の主な広報活動について説明が行われた。)

- ▲ 前回の委員会（平成18年2月14日（火））後に行った、裁判員制度に関する主な広報活動について報告する。

まず、法曹三者で取り組んだ活動としては、2月24日に、広島市長を訪問した。

それから、地元の出版社の協力を得て、法曹三者で座談会を行った。この座談会の様子は、同出版社の情報誌「がんば」に2回にわたって掲載されることとなり、1回目は、4月25日に既に発行されており、次回は、7月25日に発行される予定である。

3月には、広報用としてJRのミニ時刻表を作成し、法曹三者で広島駅と福山駅において配布した。

4月12日には、広島市立祇園東中学校に出向き、法曹三者で、模擬裁判を実施した。

このほか、裁判所独自のものとしては、テレビ局が広島地裁刑事第2部を特集で取り上げ、ローカル局での放送の他、5月3日には、全国ネットであるテレビ朝日の報道ステーションで放送された。

先ほど御報告した、時刻表の配布であるとか、祇園東中学校で行った出前模擬裁判は、「裁判員制度の広報」であるが、裁判員制度だけの広報ではなくて、広く裁判所を身近に感じてもらうための取組み、具体的には、裁判所は近寄り難いというようなイメージを払拭するような方向での広報活動も必要ではないかと考えている。

裁判員制度の広報と一般の広報、これら二つの活動をバランスよく実施していくことが、今後の広報活動では重要になってくると考えている。

(報道ステーションのビデオを上映)

- テレビを見て、裁判官もやはり人間なんだなあと感じた。番組の中で裁判官が、「苦しむこともあるし、悩むこともあります。」と言われていたが、一般市民には大変身近に感じられたと思う。裁判官というのは、雲の上の人のような感じがしていたから、裁判員制度を始めるに当たって、ああいった生の声をこれからもどんどん聞かせてほしいと思う。
- 祇園東中学校での模擬裁判の写真を見ると、生徒がかなりの役割を果たしているように窺えるが、どのように実施したのか。

- デパートの宝石泥棒の事件で、私が裁判長、先生1人と生徒8人が裁判官になり、検察官役と弁護人役は本当の検察官と弁護士が担当したほか、被告人役や証人役は裁判所と検察庁の職員が担当して模擬裁判を行った。結審後、私が司会をして、裁判官役になった人たちと有罪・無罪と量刑について評議を行ったが、非常によく理解し、かつ、自分の意見を述べてくれて、びっくりした。会場の生徒の皆さんからも意見を聞いたが、なかなかレベルが高いと私は思った。

また、私が一番感じたのは、校長先生の御理解と積極性だった。子供らに対し、授業以外にこういうことを教えることが大事だと思ってるということで、全校あげて非常に好意的に迎えていただき、感激した。

- 同様の企画は、今後、高校などにも展開していくのか。
- 法曹三者で語ることになろうが、私としては、依頼があれば是非やっていきたいと考えている。
- 私も本当に実りある企画だったというのが実感である。裁判員について話をして質疑応答をやる企画よりも、こういった双方向の、参加している人も意見を述べたり対話に加われるような広報活動の重要性を痛感した。今後もうこういう企画をどんどん展開できればと思っている。

〈裁判員制度の広報の在り方に関する意見交換〉

- 「裁判員に参加しにくい」という市民に対して、裁判所あるいは法曹三者は、どのように働き掛けていったらいいのか、3年後までに、多くの人が「大変けどもやってみようか」というふうになりがちが変わっていくためには、どういう活動を行っていったらいいのかという点について御意見を伺い、実践できるものは実践していきたいと考えている。

裁判員制度全国フォーラムのアンケート結果の「Q3」を手がかりに、議論をしていただきたい。

- このフォーラムへの参加者は、新聞等で公募したのか。
- 公募した。会場の関係から、500人の参加を予定し、500人の応募があった時点で締め切ったと聞いている。
- これから始まる裁判員制度というものの存在が、少しずつ浸透し、市民が自分のこととして受け止めてきているのではないかなと思う。最初は、私も、仕事を休んで行かなくてはならず、長時間拘束され、人の人生を左右する仕事だという点で心理的な負担が大変大きく、とんでもないことだと思っていたが、自分一人で苦しむのではない、単純な多数決ではなくみんなが納得するまで話をして決めていくというところが理解できて、やっと自分のこととして受け止められるようになった。

市民に身近に感じてもらえる広報活動を根気強くしていくことで、裁判員制度に対する理解をしてもらえ、自分のこととして受け止めてもらえるようになるのではないかと、このアンケート結果を見ながらそう思った。

- おっしゃられたとおりだと思います。この「Q3」の結果を踏まえながら、更に御意見をお伺いしていきたい。

「Q3」の1から14までの具体的な回答は、大きく三つのグループに分けられると考えている。

まず、制度そのものについて気後れがあるというグループとして、1（何をするのかよく分からないので不安だ）、3（人の人生を左右する仕事は精神的に負担が重い）、8（被告人や関係者に恨まれたりするのではないか）、9（守秘義務を守るというのは非常に負担感が強い）がある。

第2のグループとして、2（有罪・無罪の判断や重い刑を決めることは難しい）、4（証拠が分かるのか）、6（評議で自分の意見を言う自信がない）、7（裁判官と対等に議論することは無理）のように、自分

で証拠を理解して、自分なりの意見を持って、それを裁判官と議論することが本当にできるのかというものがある。

第3のグループとしては、5（法廷に立ち会い、それが何日も続くのは苦痛だ）、10（仕事が休めるかどうか不安）、11（仕事を休んで収入がなくなるのが不安）、12（子供が家にいるので家を空けられない）、13（託児設備がどうなのか分からない）、14（託児施設の費用負担が大変だ）のように、裁判に出掛けていくこと自体についての様々な障害があるというグループがある。

どのグループから話をしてもよいが、まずは第2のグループ、自分で証拠を理解して、自分なりの意見を持って、それを裁判官と議論することが本当にできるのか（2、4、6、7）という不安に対して、我々は、どのように市民に理解を求めていったらよいのかという点について御意見を伺いたい。

- 不安や抵抗感というものは幾らでも出てくると思うので、不安をぬぐい去るような広報はあまり有効ではないのではないかと。裁判員制度が導入されるということは決まったことであり、それに直接関与できることが、いかに国民として名誉なことかとか、あるいは、ありがたい機会であるかという働き掛けはできないのか。

マーケティングの視点からは、生徒に教育して浸透させていくような長期的な広報活動と、3年後に実際にその対象者となる人に理解を求め、正しい認識をしてもらうかという短期的な広報活動があるのではないかと。また、面と点の区分もあるのではないかと。

- 面と点とか、長期的とか短期的という分類はしていないが、裁判員制度という言葉やその存在を知ってもらう周知のための広報と、裁判員制度の中身や内容を理解してもらうための広報という区分けはしている。

- 「Q3」を見ると、第2グループでは、学生の割合が他と比べて高い

結果となっているが、学生という立場からすれば、この消極的な対応傾向は、かなり問題ではないかと思う。将来的な課題でもあると思うが、法教育というところまでいかないにしても、高等学校や大学での教育において、与えられた情報について、きちんと分析し、理解し、判断して、自分なりに結論を示すことができるような思考力を養わなくてはならないと思う。

誰でも裁判員や検察審査員に選ばれる可能性があるのだから、中学校や高校の段階から、単に、こういう制度がありますという知識だけではなく、その仕組みの中で、何がどのようになされるのか、何のための制度なのかというような点が体験的に理解でき、かつ、それは社会のメンバーとしての一人一人の責任の問題だという受け止めができるような、そういうことを理解する場というのが提供できないだろうか。

- 以前、高校に出向き、出前で裁判員制度について説明をしたという事例があったと思うが、そのときの結果はどうだったのか。
- 高校では、刑事裁判の仕組み、裁判員制度の仕組みを説明した後、子供たちから質問を受けていたが、模擬裁判まではやっていない。
- 長い目で見れば、高校なら高校での広報を何年か続けておけば、やがて彼らが20歳以上になったときに、裁判員制度に対する全体の理解が深まってくるのではないか。
- 学校での広報については、今のところ、関心のある校長や教師から個別に話をもらっている状況にあり、広島県内の県立高校全部にターゲットを置いて、同じレベルの裁判員制度広報を展開していくという状況にはない。
- 中学校、高校向けに副読本を作るということは考えられないか。
- そういう動きは、中央にはある。
- 弁護士会が独自に司法教育をやってきた経験からすると、県北や備後

地区の学校は割に反応が良いが、広島市内が難しいという印象である。

- 検察庁でも、年度初めに文書を県下のすべての高校と中学に送付しているが、実現できるかどうかは個々の先生の熱意によるところが大きいという感じがする。
- 意外と、高校、大学というところに切り込めていないという感じがする。
- 確かに、法学部やロースクールがあるのに、検察庁が水を向けても大学の学生や法学部の教授からの反応は乏しい。
- 修道大学の場合、法学部の1年生については、例年、弁護士会主催の裁判傍聴の催しにかなりの学生が参加している。ただ、拘置所には行っているが、検察庁には行ったことがないと思う。
- 検察庁では、正規のカリキュラムでなくても、学生さんたちが何人か集まって検察庁へ行こうと言ってくれれば、いつでも受け入れるようにしている。
- 最初に、不安をぬぐい去るような広報はあまり有効ではないのではないかと意見があったが、義務ということを使い過ぎず、市民の権利だということをもうちよっとうまく伝えられないかという考えもある。その辺の工夫、具体的なやり方で、何か意見はないか。
- 例えば希望者から裁判員をやっていくという運用は難しいのか。
そういう人から口コミで、裁判員制度はいいものだという話が伝わるようなことになればいいのではないかと思う。
- 法律上、それは難しいが、最初に選ばれた方たちの感想が伝わっていくという意味では、最初の数年間が大事だ。
確かに、裁判というのは、非常に負担感のある仕事であり、そこに来てもらうことだから、どうしても、「御負担でしょうけどもお願いします。」ということになってしまう。

- もし裁判員に選ばれた場合、それが負担になるのは当たり前のことだと思う。負担なものは負担なものとして、それでもやりましょうよというふうになるのがいいと思う。ことさら、簡単なことですよというのも、いささか問題があると思う。
- 責任の重さというものを軽くしてはいけないが、証拠を理解できないのではないか、あるいは、自分で裁判官ときちんと議論なんかできるんだろうかという、その部分の不安はやっぱり解消していかなければならないのかなという感じがある。できるんですよということを、どういうふうに伝えるかというのは、やはり広報としてはあり得るのではないかと思う。
- 人の人生を左右する問題に関与することへの抵抗感とか、有罪無罪を判断することの難しさに対する懸念という問題と、手続上の問題がよく分からない、評議で何を言っているかわからないという問題は、やはり分けて考えるべきであろう。人を裁くことは重たいものだということは当然言わなくてはならない。しかし、それはそれとして、裁判員として参加することはできることなんだというところを、分けて説明することが必要で、それを理解してもらうのは、先ほどの出前講座のように、実際に経験してもらうことでしか、多分できないのではないかと思う。
- 重いものだけど、しかしやっぱり意味があるという点に関しては、裁判員制度フォーラムのときに、アドバイザーが、自分たちの地域の犯罪は自分たちで考えましょうというメッセージを出したという記憶がある。
- 裁判員対象事件というのは、地域の中で起こった不幸な出来事であり、地域社会の関心も高い。それは、やはり、地域社会の人々がそれなりの正義感を持っているからだ。これからは、そういった地域社会の人々が、正にダイレクトに裁判に参加して自分たちの意見を言うことができる。それが、地域社会に起こったことは地域社会で解決しましょうというこ

とだと思ふ。刑事裁判の判決も、実は、地域、社会、人々の声であつて、そういう点からすると、やはり、地域の方に直接やっていただくのが、意味のあることであり、ある意味、本来的なものでもあると感じる。

- 非常に重いものではあるが、しかし、やはり市民が加わる意味があるという点を、どう伝えていったらいいだろうか。
- 医療の世界でも、介護保険とかの新しい制度をスタートするときには、モデル事業のようなことを実際にやってみている。裁判員制度については、モデル事業を行う計画はないのか。
- そういう計画はない。ただ、公判前整理手続については、昨年の秋から施行されている。
- だとすると、出前講座というよりも、模擬裁判をどんどんやっていって、その中で実際に裁判員になった人の意見というものを伝えていくのが一番大きいのではないかと思う。
- 「人を裁く」というふうに発想すると、とても重いので、例えば、検察官が示した証拠について、疑問があるかどうかを素人なりに判断するんだと、そういう説明や発想で広報すると重いものから脱却できるのではないか。
- おっしゃるとおり、アメリカの裁判を見てみると、ギルティかギルティでないかということの審査である。ギルティと言い切れれば有罪で、疑問が残るということであれば無罪という判断を市民がしている。その説明を、もっとしていかなくてはならないと思う。日本での、お上が上から裁くという裁判のイメージを変えていかなければならない。
- このアンケートでは、会社員の方の人数が少ないが、会社員では、「Q3」の10（仕事が休めるかどうか不安）が特出している。今の広報の状態を聞いていると、教育機関や市民の方を対象にしてる感が強く、もっと企業に対する広報というものをやっていかないと、制度の定着が

難しくなるのではないかと思う。

〈次回のテーマ及び日程〉

- 今日議論の中からは、広報対象として、学校の問題、それから企業の問題が出た。他にも自治体の協力をどう得るかという問題もあると思う。これらの問題に、法曹三者あるいは裁判所がどういうふうに分け入ってメッセージを伝えていくのかという問題の具体的な方策について、是非、次回、議論していただきたいと思うがいかがか。

委員了承

- 日程については、10月25日（水）午後1時30分からということ
でいかがか。

委員了承

以 上